

資料3

都市計画審議会資料

令和4年1月22日

都市整備部都市計画課

小金井都市計画ごみ処理場の変更に係る都市計画
の案に対する意見書の要旨

意見書の要旨

小金井都市計画ごみ処理場の変更に係る都市計画の案を令和4年10月17日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、1通（1人0団体）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	意見書の要旨	小金井市の見解
小金井都市計画 ごみ処理場 第1号 小金井 市資源物処理施 設	<p>1 賛成意見に関するもの なし</p> <p>2 反対意見に関するもの</p> <p>1 都市計画に関する意見</p> <p>(1) 用途地域の変更は、周辺に不動産を所有する地権者の資産価値に直接影響を及ぼすものであり、日本国憲法が定める所有権の不可侵を侵害するおそれがあり。よって、本件のように永年用途地域を第一種住居地域と定めたものに対し、変更をしてはならない。都市計画審議会の越権行為であり、違法である。</p> <p>(2) 本地域は、そもそも東京都知事が特別に許可して本来であればごみ中間処理場を建設することは不可であった場所にごみ中間処理場を建設したものであり、現状以上に周辺地権者の権利を侵害する決定ないし行為は許されるものでない。</p> <p>3 その他の意見 なし</p>	<p>1 賛成意見に関する意見</p> <p>2 反対意見に関するもの</p> <p>1 都市計画に関する意見</p> <p>(1) 都市計画制度は国民の財産権に対して制限を課す一面もあるため、その都市計画の妥当性を十分確保する必要があり、都市計画法で決定手続きが規定されています。また、都市計画法は既に決定されている都市計画を変更することも許容しています。</p> <p>本都市計画変更においても、説明会の開催、東京都知事との協議、公告及び案の縦覧の後、都市計画審議会の議を経る等、手続きについては、都市計画法等に則り適切に進めてまいります。</p> <p>(2) 現在の中間処理場は建築基準法第48条ただし書きの許可を得て建設しておりますが、小金井市用途地域等に関する指定方針及び指定基準では、用途地域の見直しについて、「既成市街地の機能更新等を効果的かつ円滑に進めるため、都市計画事業等の進捗状況に応じ、適時適切に用途地域等を見直す。」としています。</p>

	<p>都市計画は適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきであり、本都市計画変更は、都市施設の変更とあわせて、土地利用の観点から検討し用途地域を変更するものです。</p> <p>3 その他の意見</p>
--	---